

川崎市地域防災計画

地区防災計画編

(令和6年度策定)

川崎市防災会議

目 次

1 計画の方針

- (1) 計画の目的 1
- (2) 地区防災計画制度の概要 1
- (3) 地区防災計画の提案等 1
- (4) 地区防災計画の活用 2

2 本計画に定める地区防災計画 3

1 計画の方針

(1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する計画で、同法第 42 条の 2 の規定に基づく地区防災計画について定めるものであり、自助、共助の精神に基づき、市と連携して行う自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的とする。

(2) 地区防災計画制度の概要

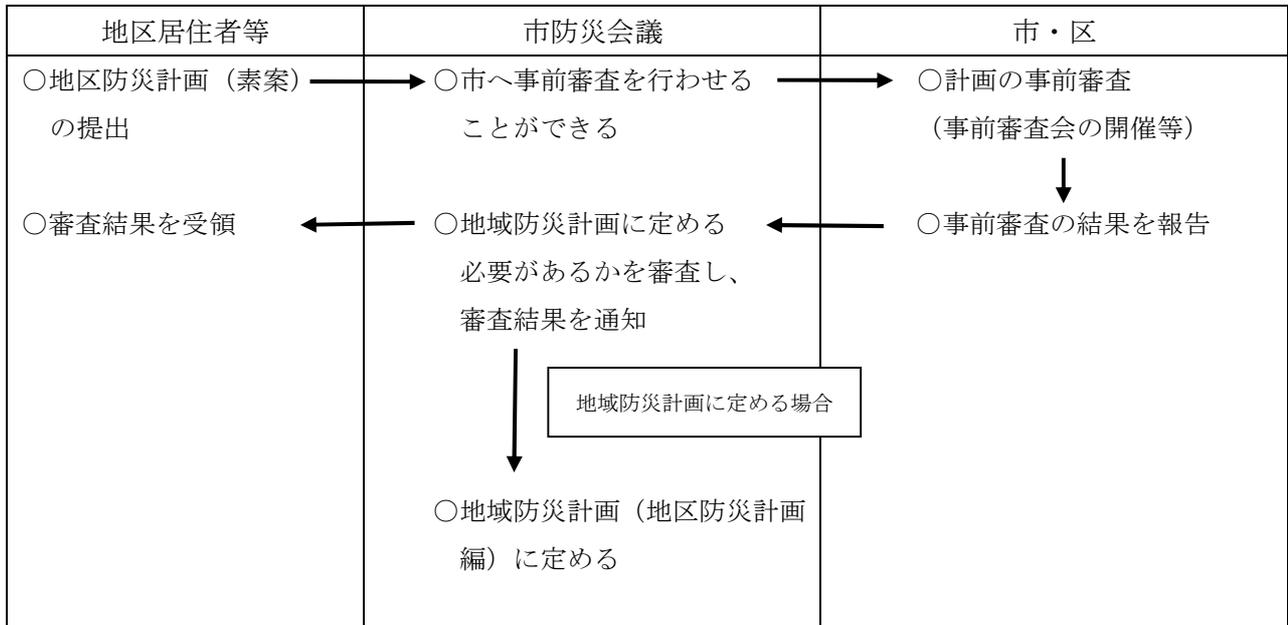
平成 25 年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（以下、「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。

地区防災計画は、各地区の特性や想定される災害等に応じて、多様な形態をとることができ、また、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に決めることができるとされている。

(3) 地区防災計画の提案等

地区居住者等は、共同して、当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画を作成し、地域防災計画に定めることを市防災会議へ提案できる。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。

(提案等の流れ)



(資料編 地区防災計画の提案に関する要綱)

(4) 地区防災計画の活用

地域防災計画に地区防災計画を定めた地区居住者等は、平素から調査研究、教育、訓練等により、当該計画の習熟に努め、市及び関係機関はこれを支援するものとする。

また、市は、地域防災計画に定めた地区防災計画についての事例を広く周知・啓発するものとする。

2 本計画に定める地区防災計画

本計画に定める地区防災計画は次のとおりである。

なお、地区防災計画本編は資料編に掲載する。

| | 名称 | 策定主体 | 本計画に定めた年月 |
|---|-----------|------------|-----------|
| 1 | 東小倉地区防災計画 | 東小倉町内会（幸区） | 令和7年2月 |

(令和7年2月12日 川崎市防災会議決定)

令和6年度策定

川崎市地域防災計画 (地区防災計画編)

編集発行 川崎市防災会議

[事務局] 川崎市危機管理本部危機管理部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL 044(200)3134
